

地産地消コーナー公募物件説明書

物件番号	施設名	設置場所	所在地	貸付(設置許可)期	貸付(使用)面積 (m ²)		販売品目	その他条件	位置図	前年度売上実績	
					幅(m)	奥行(m)					
1	宮崎県立芸術劇場	1階ロビー	宮崎市船塚3-210	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.46	× 1.12 =	1.64	指定なし	別図のとおり	4,641本 646,760円	
2	中部農業改良普及センター	1階玄関ホール	東諸県郡国富町大字岩知野1401	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.00	× 0.70 =	1.40	指定なし	"	1,659本 230,270円	
3	東臼杵北部農業改良普及センター	1階ロビー	延岡市長浜町1の1713	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.60	× 0.90 =	1.44	指定なし	"	804本 107,500円	
4	西臼杵農業改良普及センター	玄関ホール	西臼杵郡高千穂町大字三田井3364-39	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.70	× 0.90 =	1.53	指定なし	"	862本 103,130円	
5	総合農業試験場	管理棟1階	宮崎市佐土原町下那珂5805	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.40 0.80	× 1.00 0.50 =	1.80	(注5)	"	1,443本 184,880円	
6	宮崎県立延岡商業高等学校	売店裏	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.10 0.77	× 0.90 0.70 =	1.53	(注6)	(注7)	"	5,538本 674,700円
7	宮崎県立延岡星雲高等学校	管理棟東側	延岡市牧町4722番地	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.00	× 1.20 =	2.40	(注8)	"	2,306本 259,860円	
8	宮崎県立宮崎工業高等学校	総合実習棟西側	宮崎市天満町9番1号	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.70	× 1.00 =	1.70	(注9)	(注10)	"	前年度実績なし
9	宮崎県立佐土原高等学校	体育館教官室前	宮崎市佐土原町下田島21567番地	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.60 1.20	× 1.00 0.60 =	2.32	(注11)	"	前年度実績なし	
10	宮崎県立都城農業高等学校	特別教室棟横	都城市祝吉一丁目5番地1	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.70	× 1.10 =	1.87	(注12)	(注13)	"	前年度実績なし
11	警察本部	庁舎6階	宮崎市旭1丁目8-28	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.60	× 0.90 =	1.44	(注14)	"	4,740本 610,270円	
12	宮崎県総合自動車運転免許センター	庁舎2階	宮崎市阿波岐原町4276-5	R8.4.1 ~ R11.3.31	2.20	× 0.90 =	1.98	(注14)	(注15)	"	前年度実績なし
13	新宮崎県体育館	メインアリーナ観客席通路	延岡市大貫町1丁目2894	R8.4.1 ~ R11.3.31	1.45	× 0.90 =	1.31	指定なし	"	前年度実績なし	
14	ひなた宮崎県総合運動公園	庭球場管理棟内及びトイレ棟東側	宮崎市大字熊野	R8.4.7 ~ R9.3.31 (注16)	1.30	× 0.90 =	1.17	(注17)	(注18)	"	前年度実績なし
15	ひなた宮崎県総合運動公園	合宿所	宮崎市大字熊野	R8.4.1 ~ R9.3.31 (注16)	1.30	× 0.80 =	1.04	(注17)	(注18)	"	前年度実績なし

(注1) 設置は、物件番号ごとに各1台とします。また、設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

(注2) 貸付面積は二段標記になっているもの以外、使用済容器の回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）も含むものとします。

(注3) 契約期間の途中に販売品目の変更を行う場合は、協議することとします。

(注4) 前年度売上実績は、既存の設置者へ聞き取り調査を行ったものであり、県が売上げを保証するものではありません。

(注5) ①容器は缶、ペットボトル、ビン又は紙パック等で密閉された容器とします。②品目は、ジュース、コーヒー、茶、水とします。

(注6) ①容器は、ペットボトル、ビン及び缶とします。②品目は、清涼飲料水等（ジュース、コーヒー、茶、水、牛乳等）をそれぞれ1種類以上とし、合わせて7種類以上とします。ただし、炭酸飲料は2種類以内とします。③冬期は、ホット商品を販売することとします。

(注7) 販売時間について、平日は正午～午後1時25分及び午後3時45分～翌日午前8時15分としますが、土日及び夏休み等の長期休業中は終日とします。ただし、学校行事等で販売時間の変更を依頼する場合があります。

(注8) ①容器は、缶、ペットボトル、ビン又は紙パック等で密閉された容器とします。②品目は、ジュース、茶、水、牛乳、コーヒー等とし、炭酸飲料（無糖の炭酸水を除く）は不可とします。

(注9) ①容器は瓶以外の密閉式とします。②水、茶、スポーツ飲料を各1種類以上含むこととします。③コーヒー・紅茶飲料を追加する場合は無糖、微糖又は低糖とします。④炭酸飲料は不可とします。

(注10) ①回収ボックスは2個設置することとします。②生徒の利用状況によっては、契約期間途中で、時間設定を行う場合があります。

(注11) 密閉式の容器とし、濃縮果汁、野菜ジュース等の果汁飲料を含むこととします。

(注12) ①容器は、缶、紙パック、ペットボトルのいずれかとします。②品目は、茶、水、スポーツ飲料、果汁飲料、コーヒーをそれぞれ含み、合わせて10種類以上の品目とします。炭酸飲料については乳性炭酸飲料のみとします。糖分控えめ、健康に配慮した品目とします。

(注13) 販売時間は、平日は正午～午後2時、午後4時～午後8時、土曜日・日曜日・夏季休業等の学校休業日は午前8時～午後5時までとします。学校行事等を実施する日に販売時間を変更することがあるので対応してください。

(注14) ①容器は缶、ペットボトル、ビン又は紙パック等で密閉された容器とします。②品目は、ジュース、コーヒー、茶、水、牛乳等とします（たばこ、酒類を除く）。

(注15) 県内で発生する災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）において、県からの要請に基づき自動販売機内に在庫商品を無償で提供する「災害対応型自動販売機」とします。

(注16) 設置管理許可期間が異なりますので御留意ください。

(注17) ①容器は、缶又はペットボトルなどの密閉式容器とします。②品目は、茶、水、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類を含むこととします。

(注18) 設置者は、当該公園の自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき、設置管理許可申請を行い、設置管理許可を受けて使用することになります。このため、上記の「貸付期間」及び「貸付面積」は、それぞれ「設置管理許可期間」及び「設置管理許可面積」と読み替えます。また、設置者は、使用済容器・ゴミの回収方法等の事項について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、協議した内容について、書面で指定管理者に提出してください。

物件番号 1

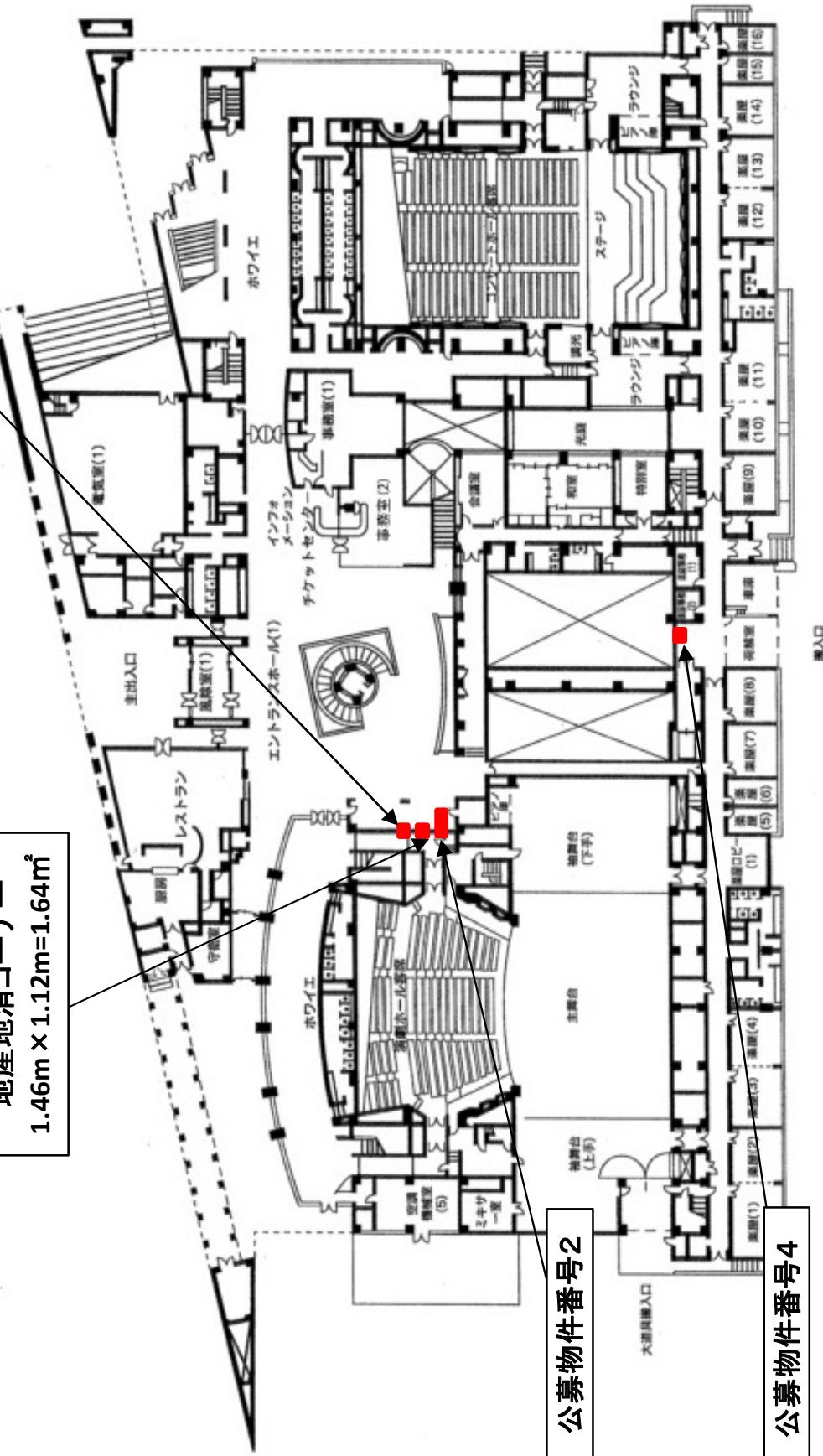
県立芸術劇場1階平面図

地産地消コーサー
 $1.46m \times 1.12m = 1.64m^2$

公募物件番号3

公募物件番号2

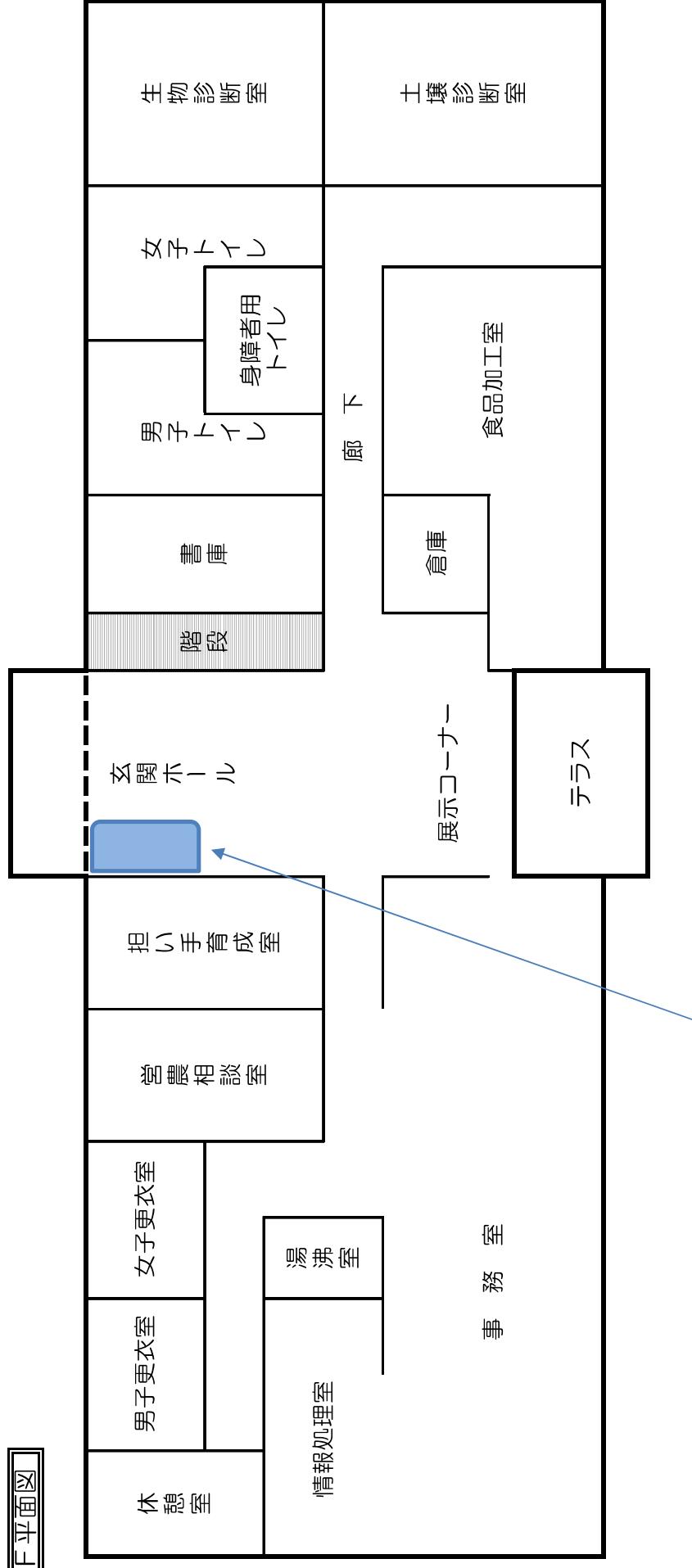
公募物件番号4



中部農業改良普及センター

地産地消自動販売機設置位置図

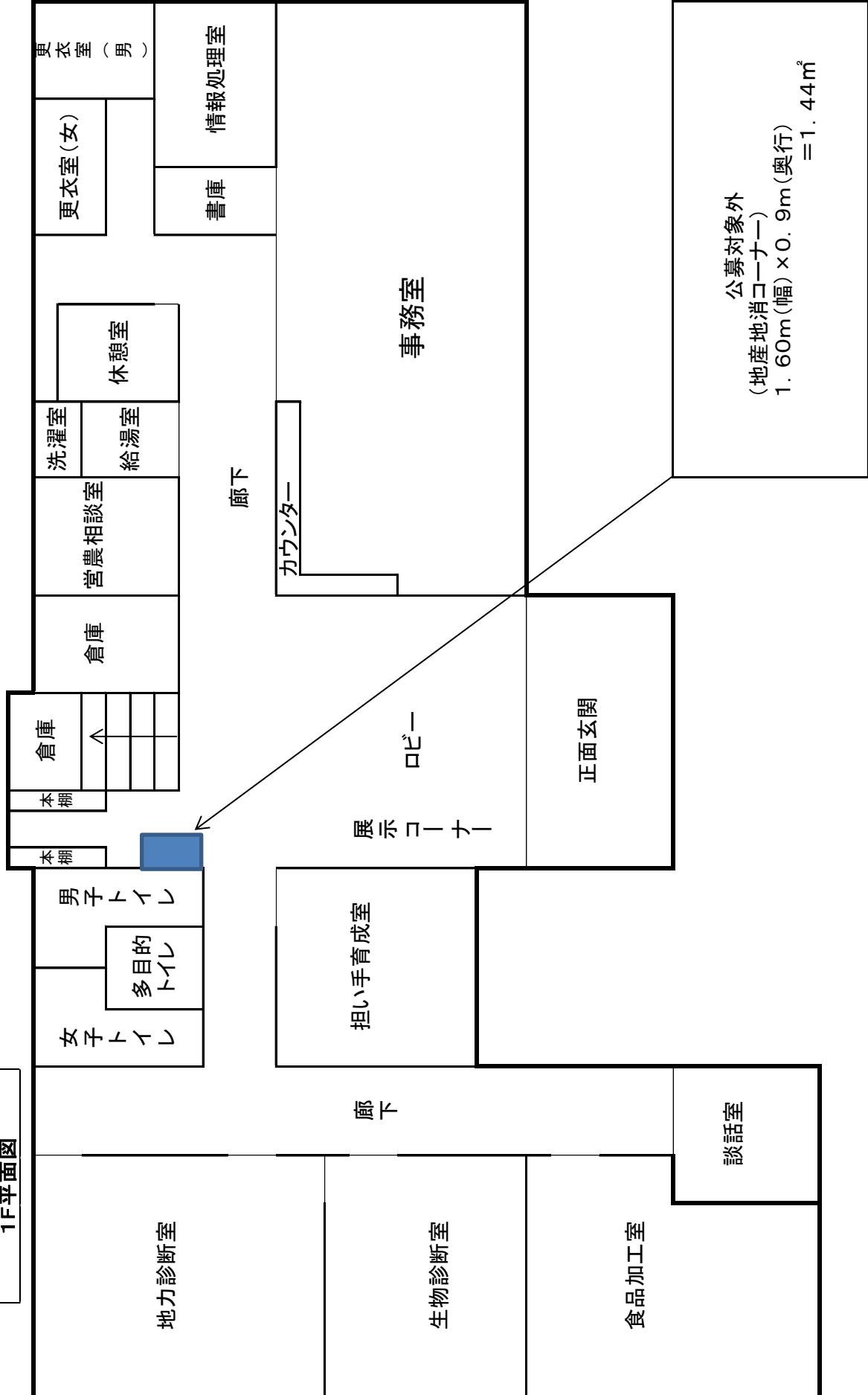
1F 平面図



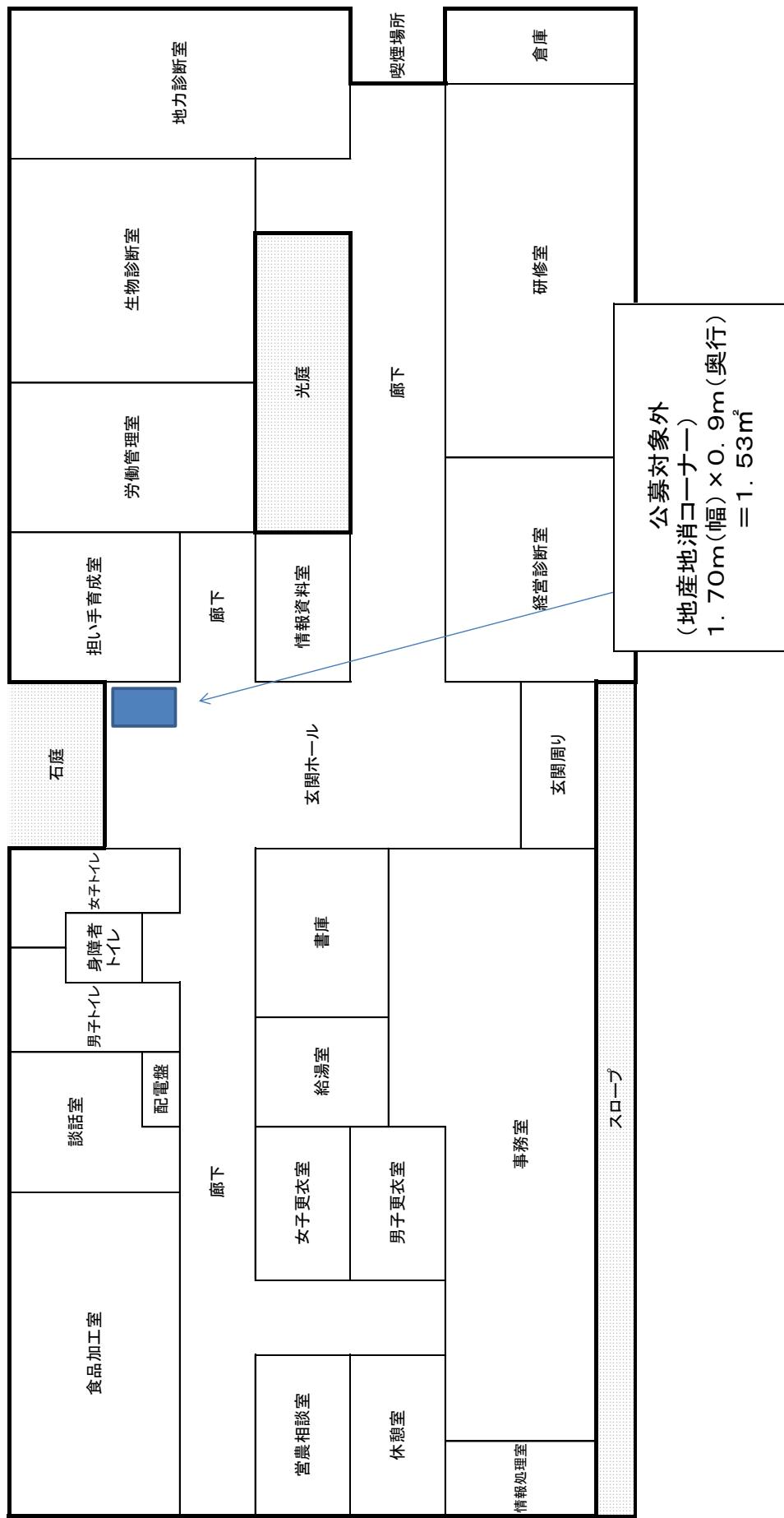
公募対象外
(地産地消コーナー)
 $2\text{ m(幅)} \times 0.7\text{ m(奥行)}$
 $= 1.4\text{ m}^2$

東臼杵北部農業改良普及センター
地産地消自動販売機設置位置図

1F平面図

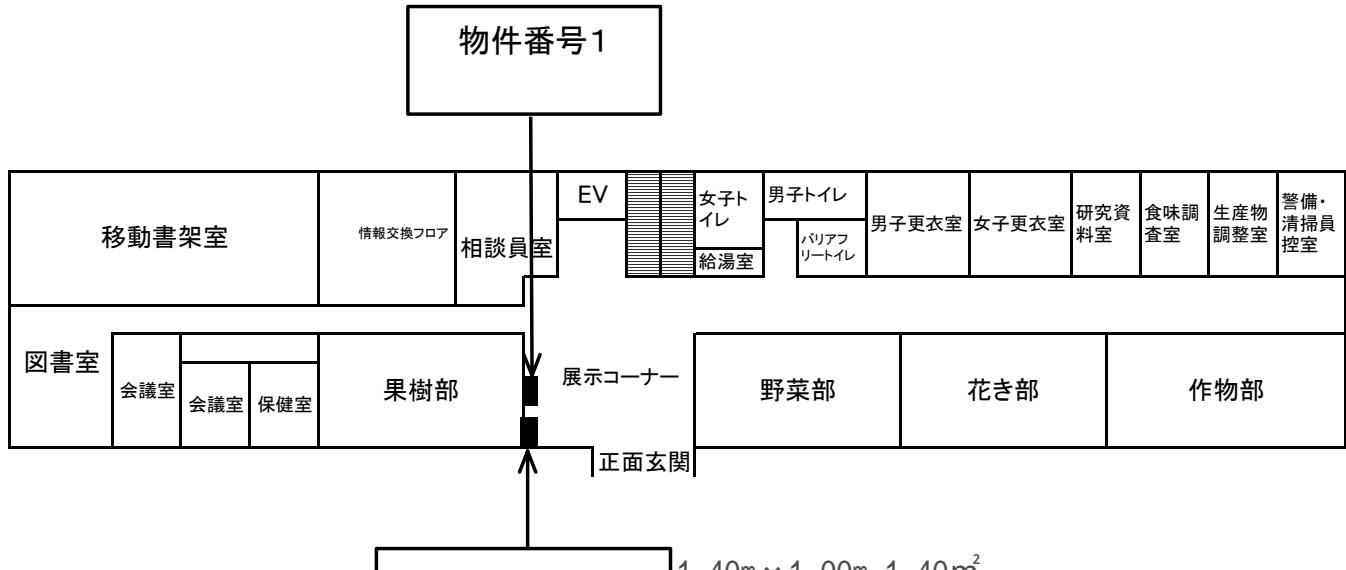


西臼杵農業改良普及センター
地産地消自動販売機設置位置図



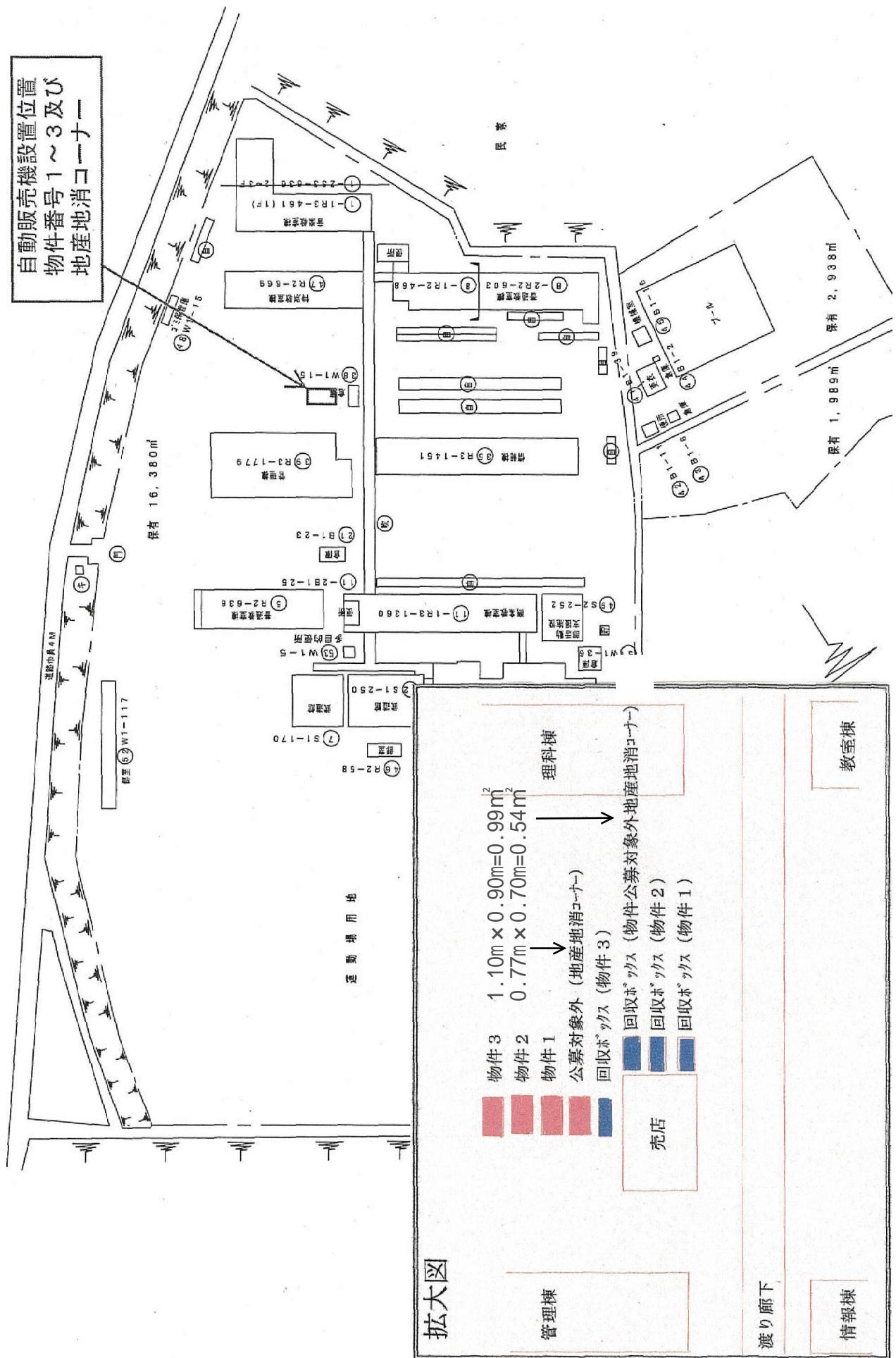
宮崎県総合農業試験場 管理棟1階展示室

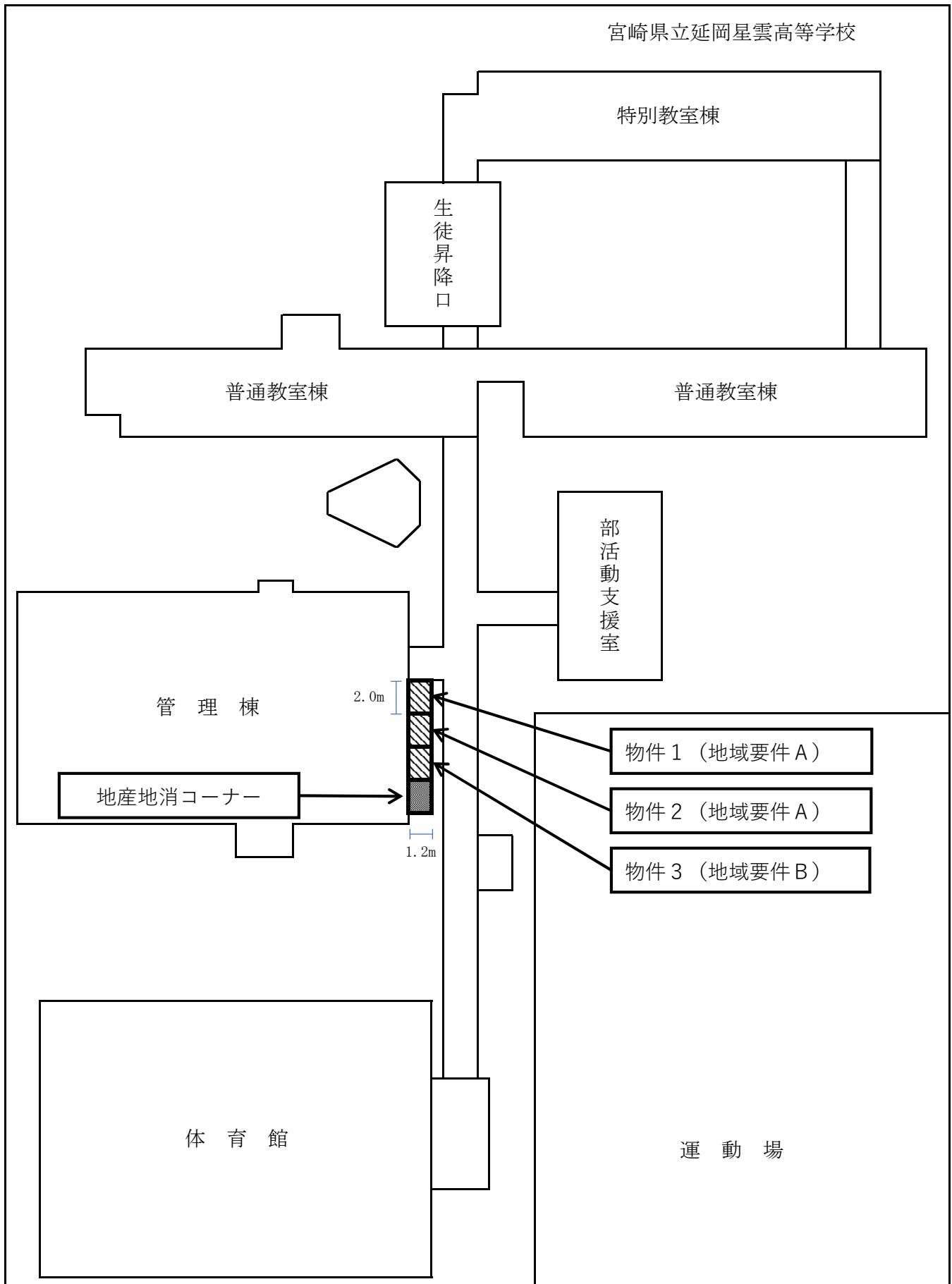
(所在地:宮崎市佐土原町下那珂5805)



※ 地産地消コーナーには、県民運動として地産地消を推進する自動販売機が設置されます。

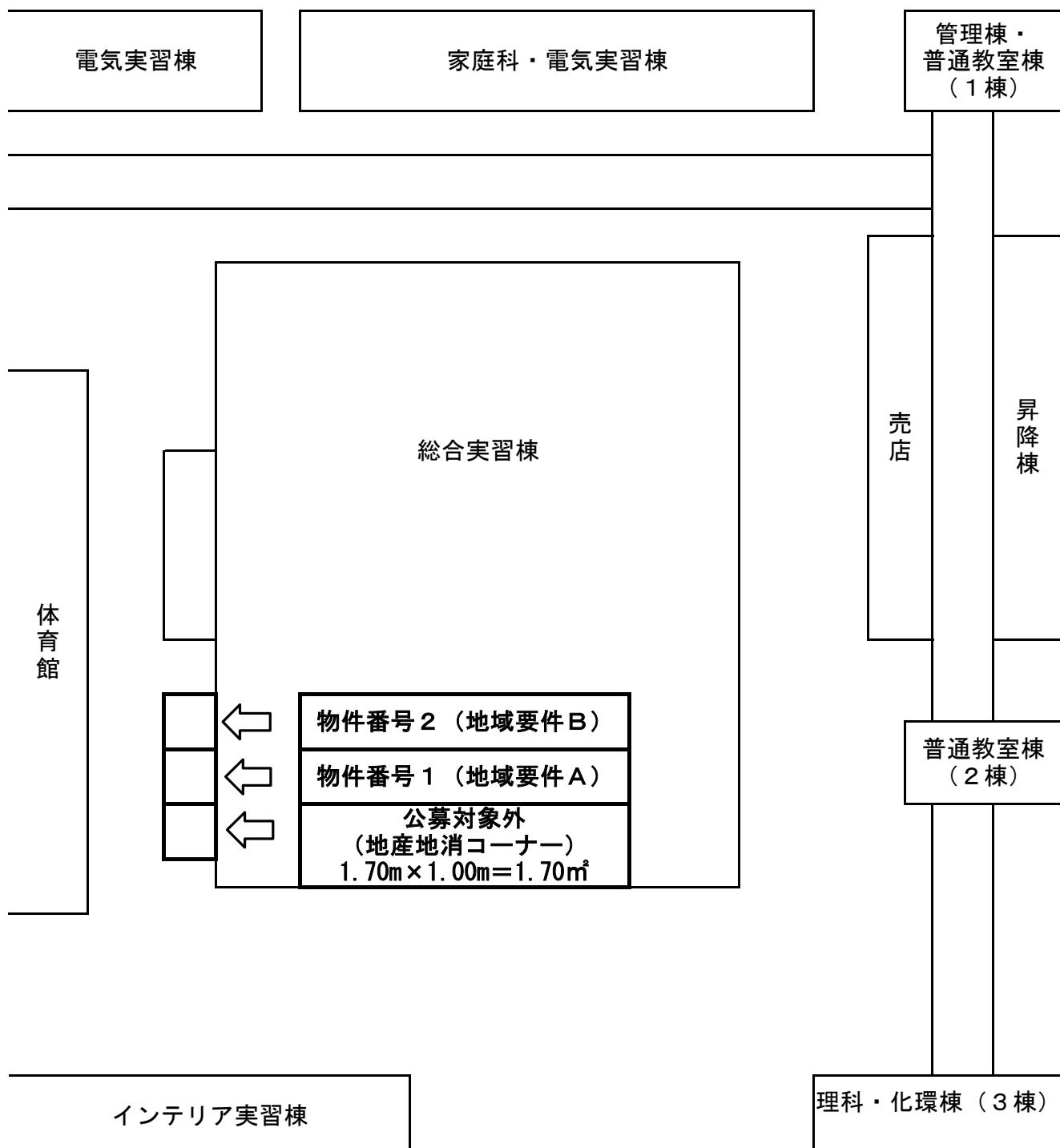
延岡商業高等学校配置図



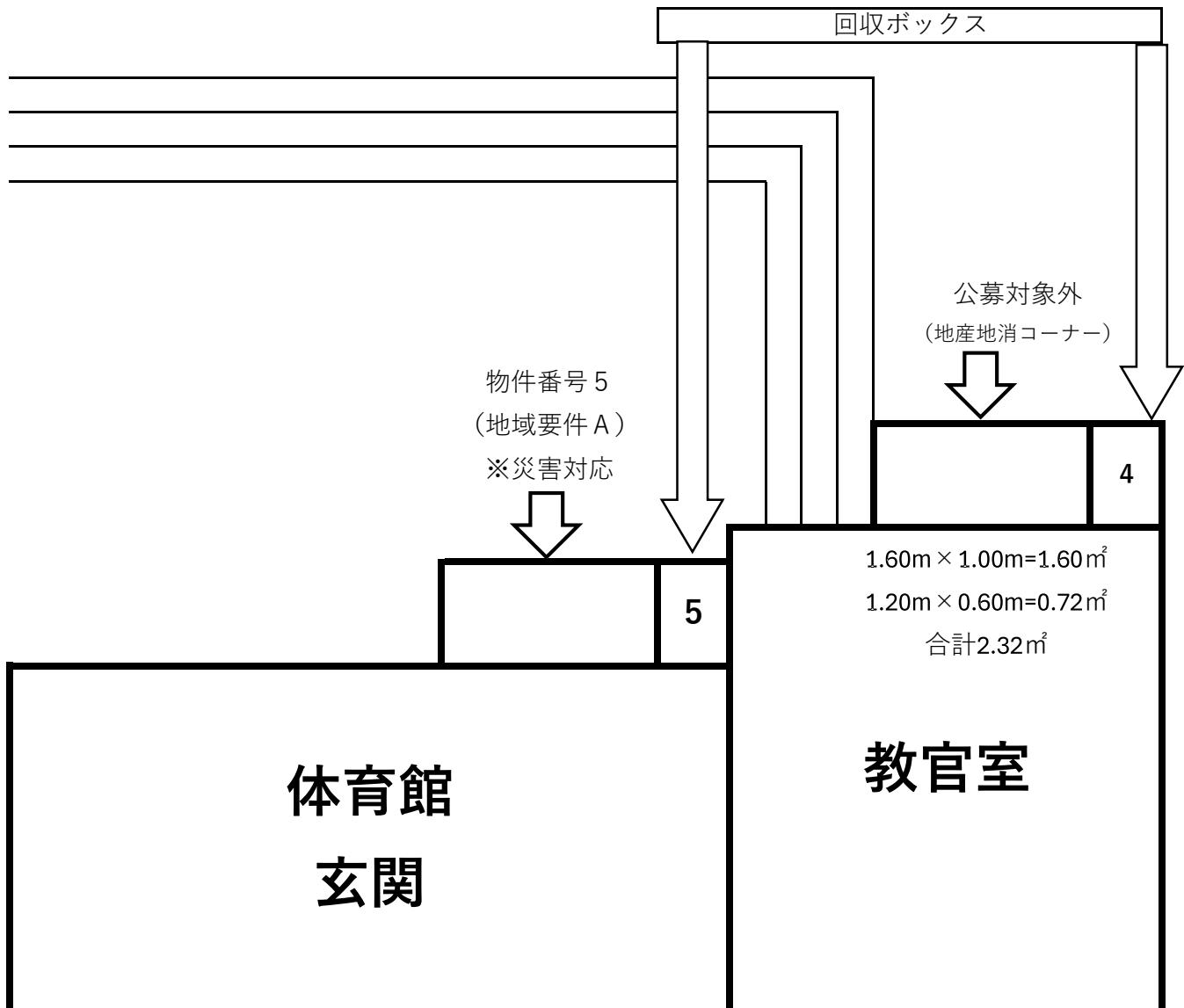


物件番号 8

宮崎工業高等学校配置図



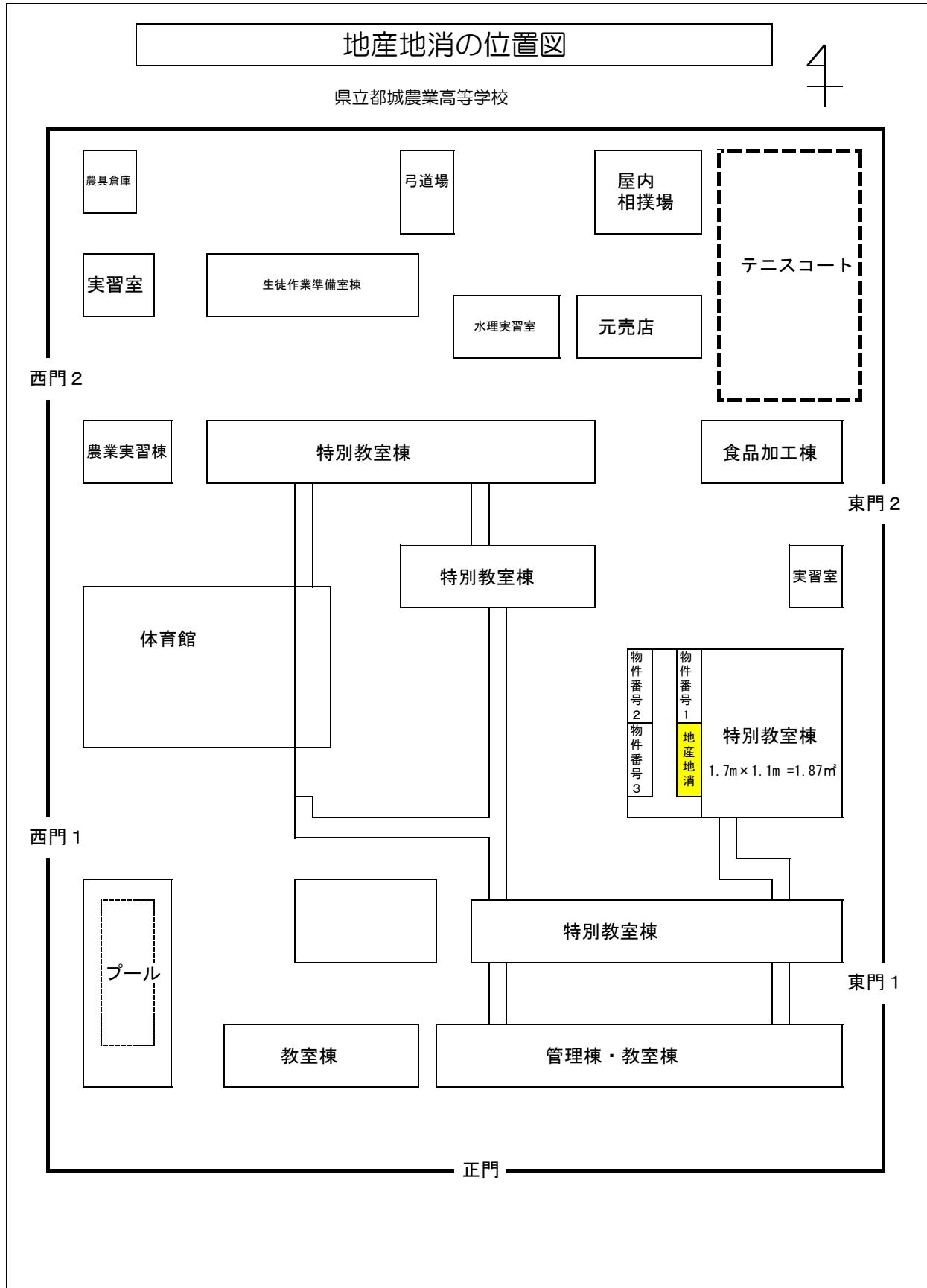
宮崎県立佐土原高等学校



地産地消の位置図

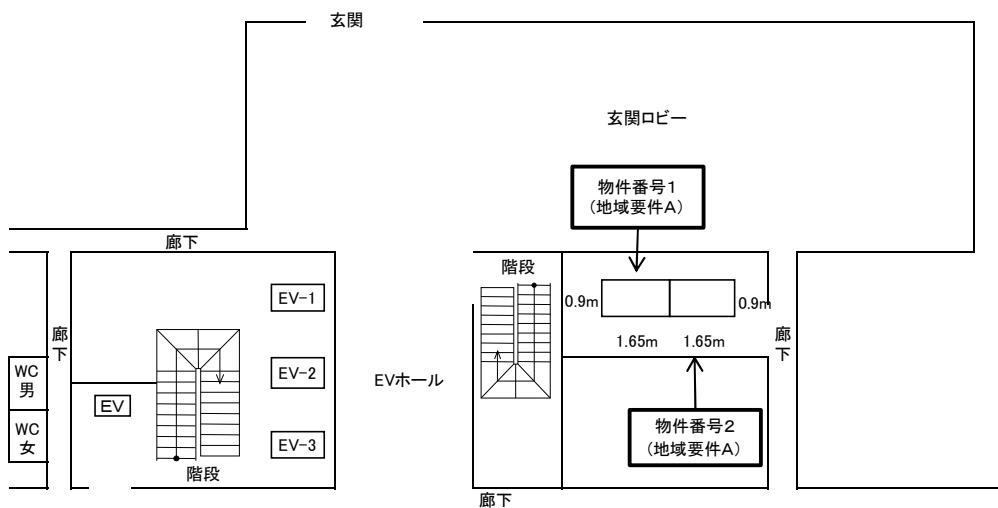
県立都城農業高等学校

4

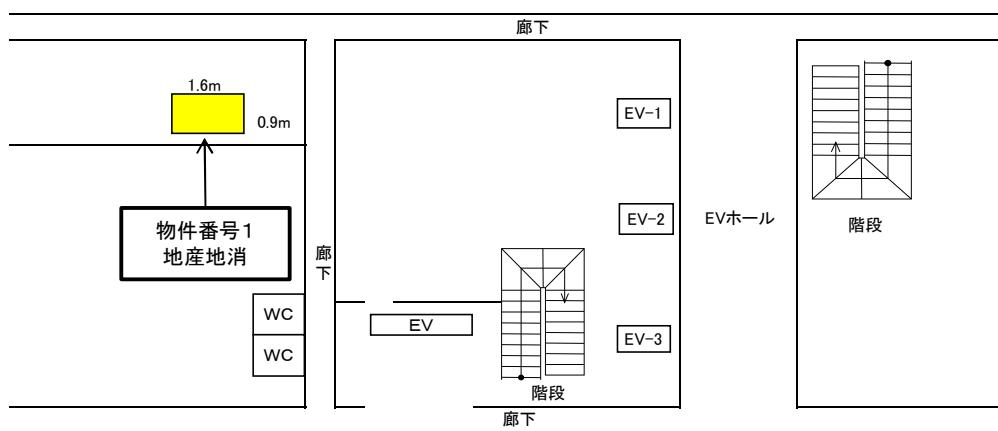


警察本部位置図

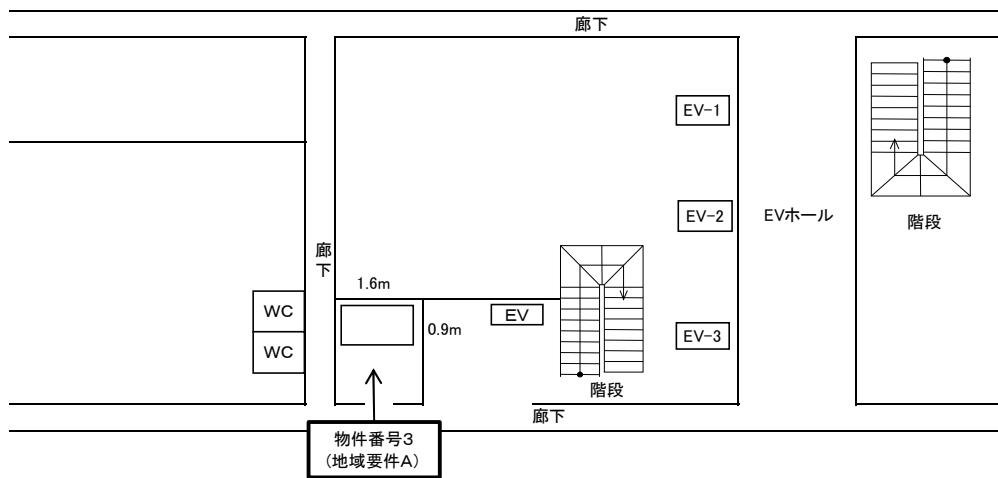
1階



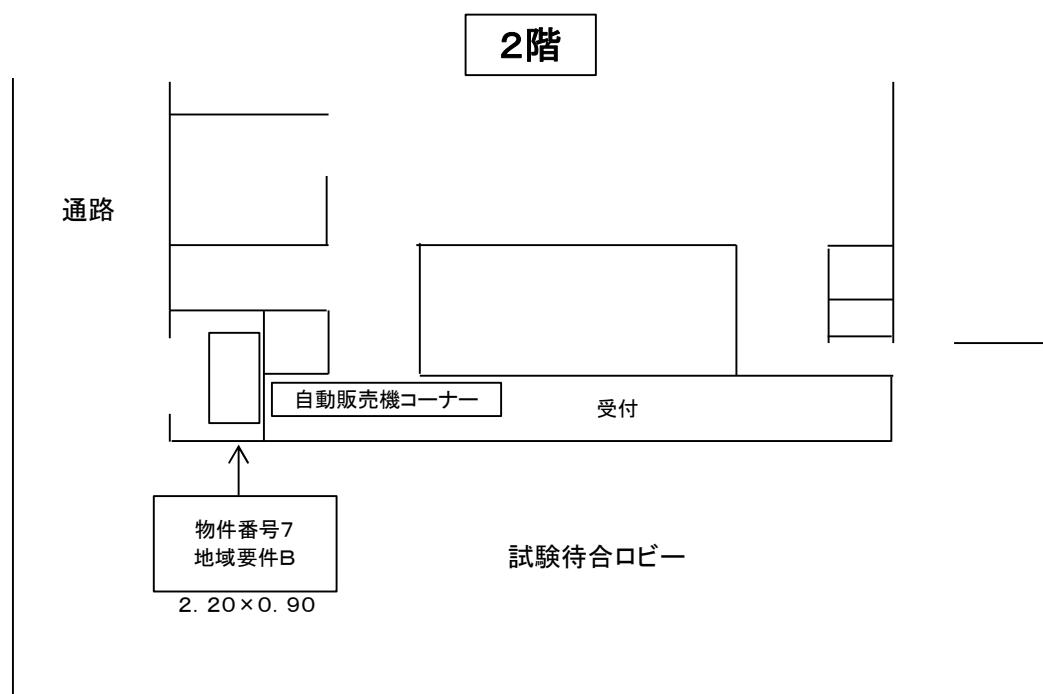
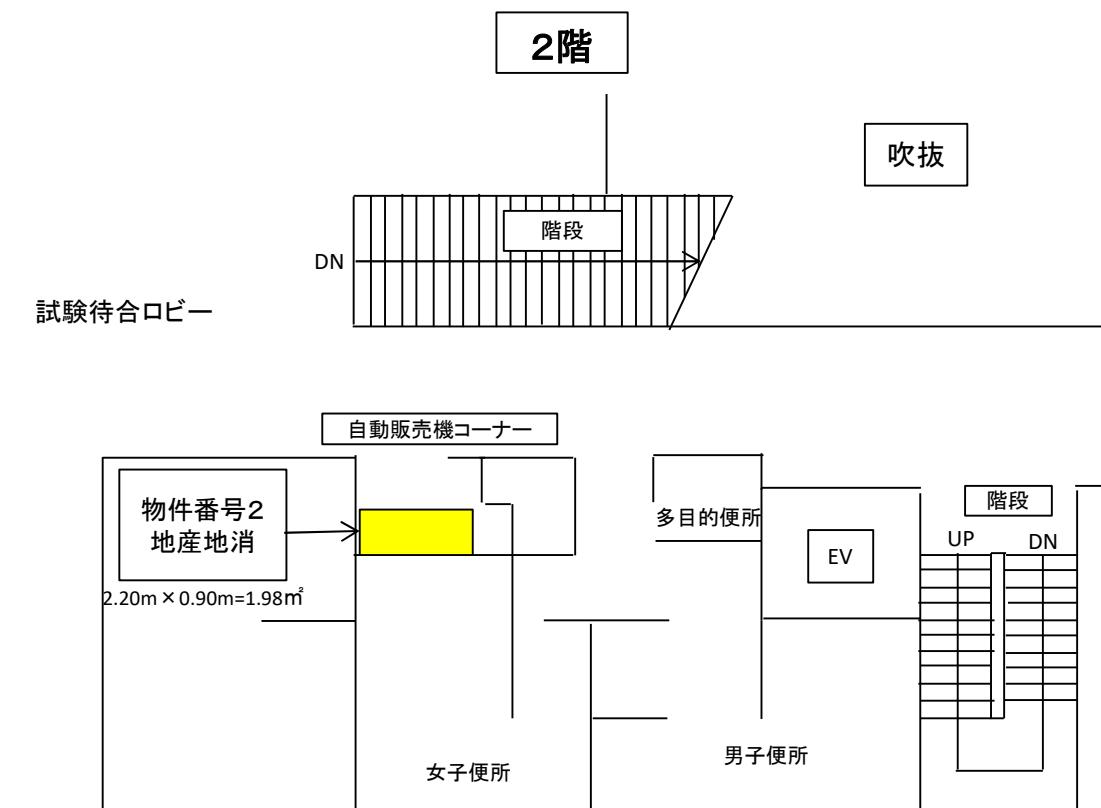
6階

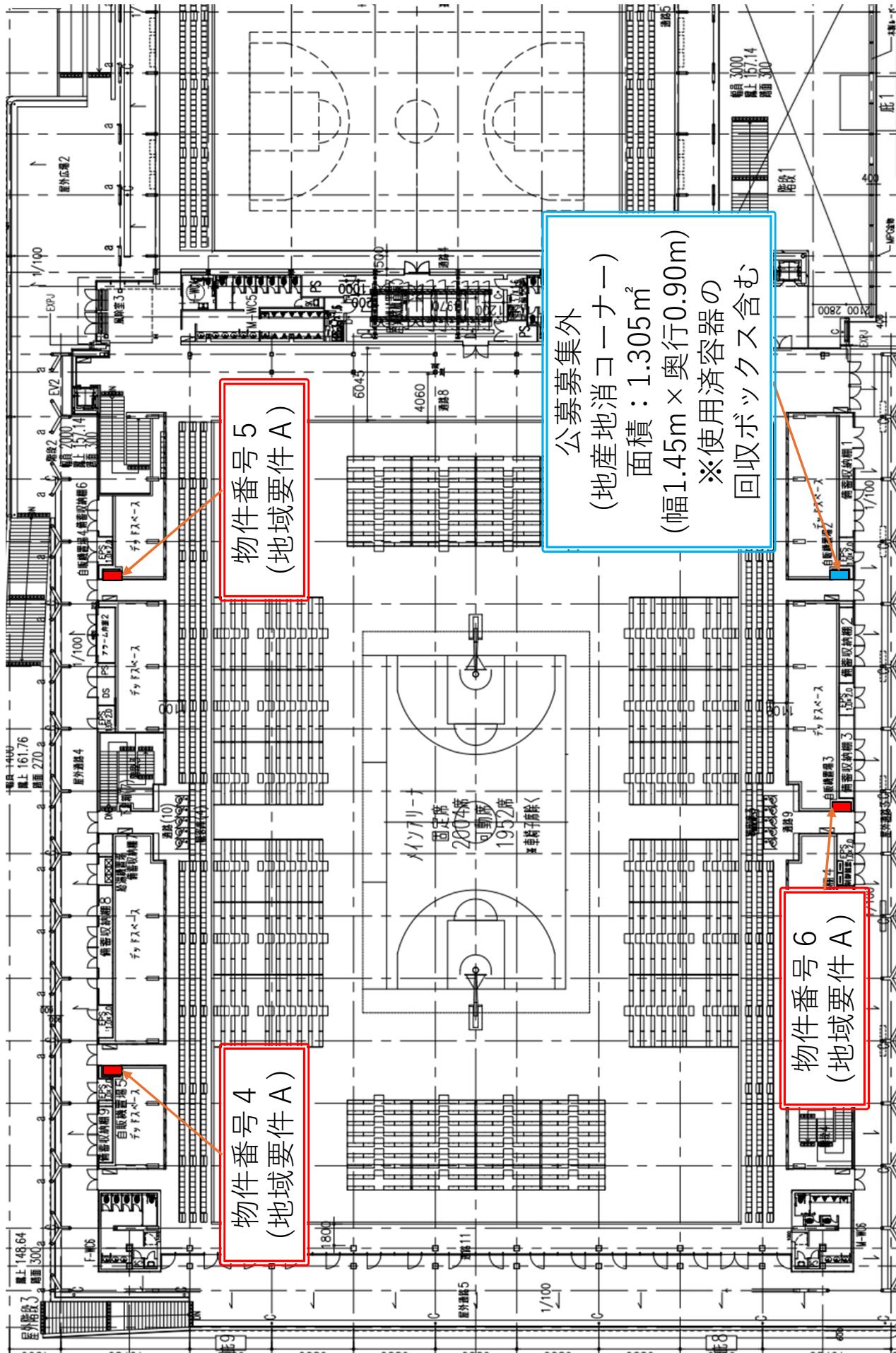


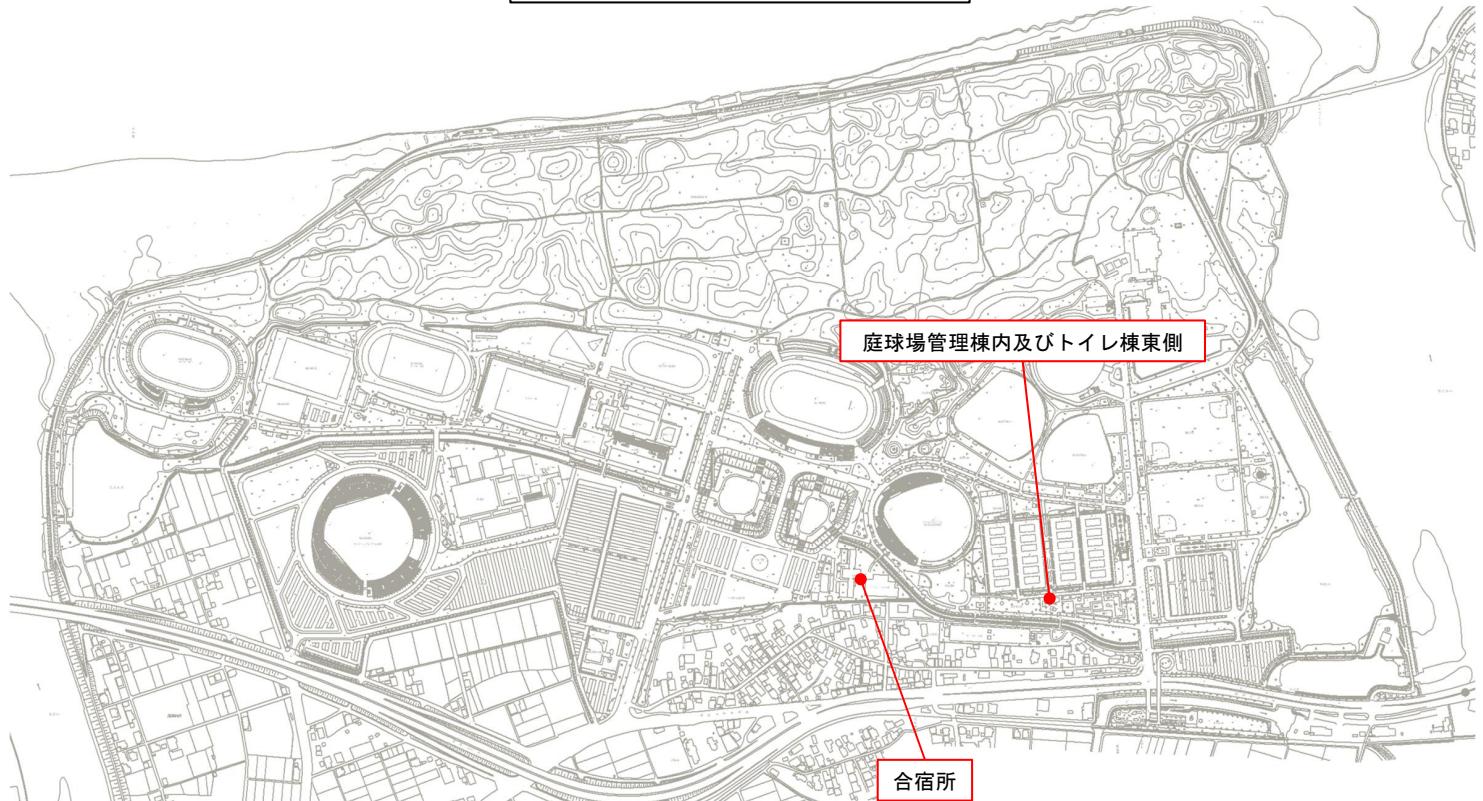
8階



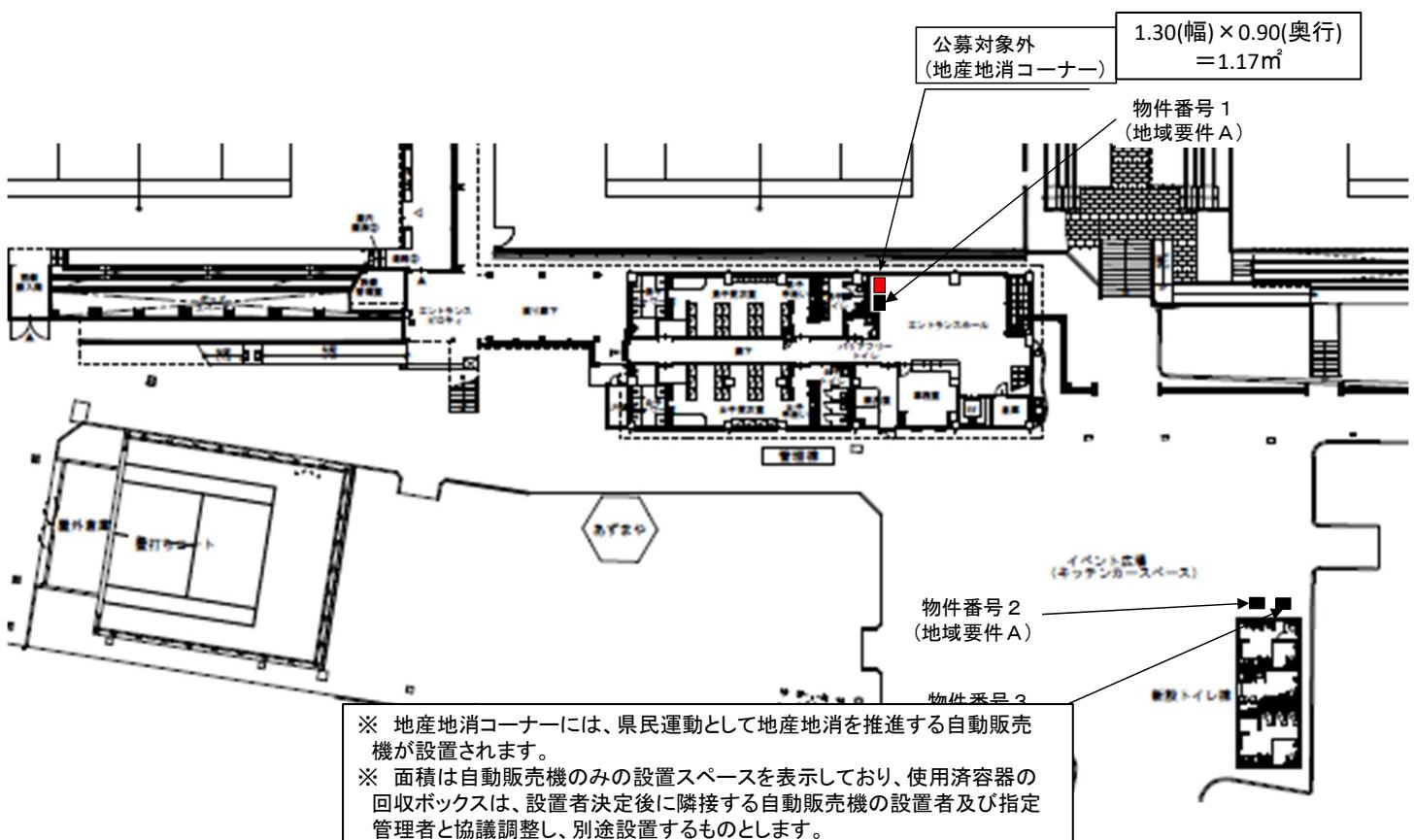
宮崎県総合自動車運転免許センター位置図

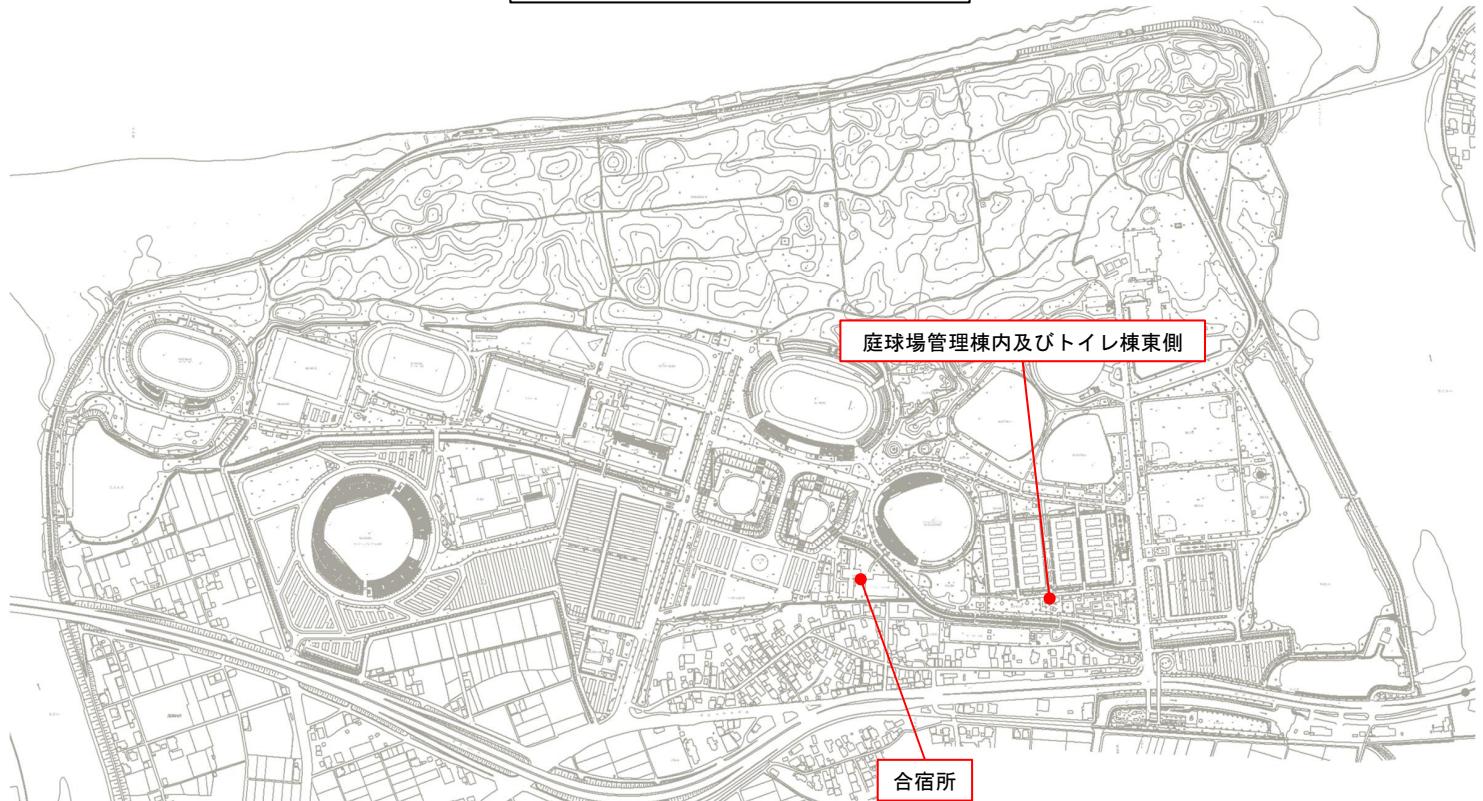




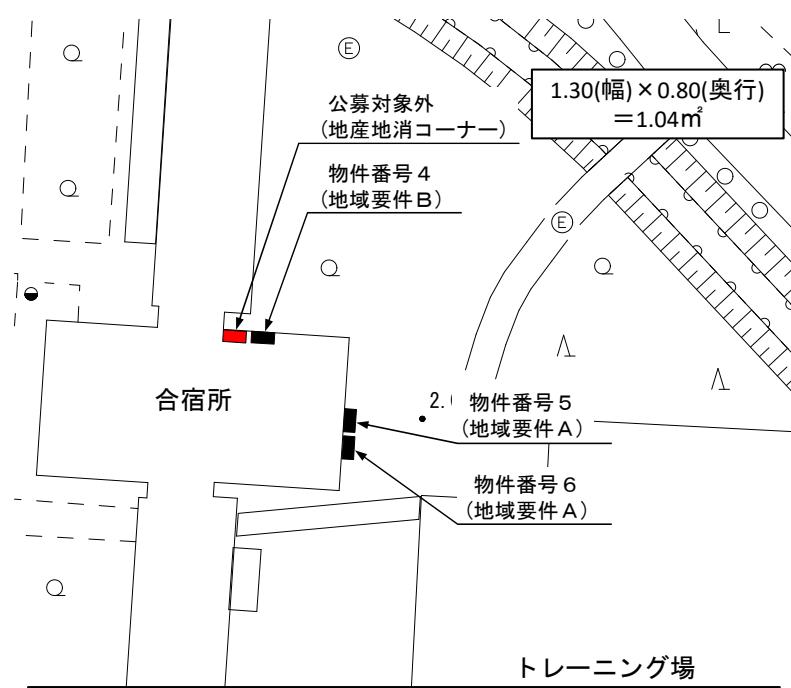


庭球場管理棟内及びトイレ棟東側





合宿所



※ 地産地消コーナーには、県民運動として地産地消を推進する自動販売機が設置されます。

※ 面積は自動販売機のみの設置スペースを表示しており、使用済容器の回収ボックスは、設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとします。